

樋門陸間等点検業務特記仕様書

（契約内容）

第1条 公共管理施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書に基づく。

（共通仕様書等の適用）

第2条 本業務は、「機械設備点検・整備共通仕様書（案） 令和7年3月」（国土交通省総合政策局）に基づき実施しなければならない。

なお、これに定めのないもののうち工事にかかるものについては、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」，「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局）及び「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）設計・測量・調査等業務にあつては「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」，「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」，「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（建設現場の遠隔臨場の試行）

第3条 受注者は、建設現場の遠隔臨場の実施を希望する場合は、受発注者の協議により、建設現場の遠隔臨場の試行対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第4条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（現場責任者について）

第5条 本業務の現場責任者は、別添の様式により届け出るものとする（雇用確認書類・実務経験確認書類・資格証の写しを添付すること）。

- 2 本業務の発注者との連絡・調整は、現場責任者が行わなければならない。現場点検においては、現場に同行すること。なお、下記の業務も行えること。
 - ① 緊急作業依頼時に「自社の作業員・作業車」、「材料」の手配や段取りを即時にできること。
 - ② 携帯電話、電子メール及びファックス等にて監督員と連絡、資料のやり取りができること。
- 3 現場責任者は、次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 機械設備点検・整備共通仕様書（案）の管理技術者と同等のものでなければならない。
 - ② 建設業の種類で鋼構造物で主任技術者となり得る国家資格等を有すること。
 - ③ 鋼構造物工事で水門・樋門又は陸閘等の工事で通算10年以上の実務経験を有すること。

（現場責任者に対する措置請求）

- 第6条** 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（再委託等の禁止）

- 第7条** 本業務の主たる内容である作業は、第三者に請け負わせてはならない。

（交通安全施設等）

- 第8条** 作業時は他の車両、歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。交通の状況に応じて交通誘導警備員を適宜配置すること。
- 2 交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

（点検箇所）

- 第9条** 本業務の点検地区は次のとおりとする。ただし、状況に応じてこれ以外の地区の点検整備を指示することがある。
- 地区：港湾政策課所管海岸保全区域を管轄する海岸管理者及び港湾管理者が管理している区域の北島町、松茂町（今切港）及び徳島市

（点検時期）

- 第10条** 現場点検は、6月30日までに終えること。

（点検後の報告）

- 第11条** 現地点検が終了して10日以内に動作等に問題がある施設について報告をすること。

（再生利用のための建設副産物の搬出）

第12条 受注者は、業務の実施により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

（最終処分のための建設副産物の搬出）

第13条 受注者は、本業務の施工により発生する次の建設副産物について、最終処分を行うため産業廃棄物処分施設へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

（設計変更について）

第14条 点検・整備等の各数量は、現場状態により数量が多少するため概算数量である。実施数量に応じて変更契約するものとする。整備及び防災訓練については、実施時間及び実施人数とする。なお、準備等は、諸経費に含む。

（道路使用許可について）

第15条 各所轄警察署への道路使用許可は、受注者が手続きを行わなければならない。この費用は諸経費に含む。なお、道路使用許可の写しは、許可が取れ次第発注者に提出すること。

（その他）

第16条 上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

第17条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

2 本業務は、県が管理する樋門・陸閘等の点検業務である。点検業務については、「**徳島県港湾樋門陸閘点検要領**」に基づき作業等を実施する。

徳島県港湾樋門陸閘点検要領

港湾樋門陸閘点検委託業務は（以下「業務」という。）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めのない軽微な事項については受注者（以下「乙」という。）は発注者（以下「甲」という。）の指示に従うものとする。

1. 目的

本要領は樋門陸閘の施設を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として保守点検を実施するものである。

2. 点検箇所

別紙位置図のとおりとする。なお、詳細な箇所については、乙に別途配布する。

3. 点検業務内容

1) 点検業務については、「**海岸保全施設維持管理マニュアル 令和2年6月**」及び

「機械設備点検・整備共通仕様書（案）令和2年3月」第4章水門設備に基づき業務を行うこと。

- 2) 業務計画書を「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」1-1-5点検・整備業務計画書の記載の元に作成すること。
- 3) 樋門陸開台帳における型式、有効寸法、連数、操作方法及び平時の開閉状況を確認し、現地点検業務後、間違っている場合は、適切に修正すること。
- 4) 樋門については、扉体ごとに点検を行うこと。
- 5) 点検項目については監督員と協議の上、点検すること。
- 6) 点検作業前には、「徳島県設計業務共通仕様書」の第1115条土地への立入り等に基づき身分証明書交付願いを甲に提出し身分証明書の交付をうけること。
- 7) 点検作業は、業務について十分な知識と経験を有する者で無ければならない。なお、現場責任者は、必ず同場すること。
- 8) 点検に際して乙は、操作人の立会の上作業を行うものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
- 9) 点検に際し点検表を作成し点検の結果、異常箇所がある場合には原因及び対策を点検表に詳しく記入し、修繕に要する費用を算定すること。
- 10) 全景、遠景、扉体、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しく判るように撮る。特に分解時、内部の構造に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所を示した写真を撮るようにする。なお、黒板等で内容を記載した上で詳しく撮る。
- 11) 点検は、外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、膜厚計等）で点検し簡易な給油脂を行った後、管理運転（全開閉を行う総合操作の機能を確認及び調整）を行うこと。
- 12) 乙は、常に現場作業及び周囲の通行人の安全に留意し業務の実施に努めなければならない。必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。

4. 樋門陸開点検とりまとめ要項

報告書は、「**海岸保全施設維持管理マニュアル 令和2年6月**」及び「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」1-1-21点検・整備業務報告書を基に作成をすること。

- 1) 樋門陸開一覧表
番号順に港湾名又は海岸名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕者、施工年月日を記入する。
- 2) 樋門陸開台帳
樋門陸開台帳で変更されている調査後、記載内容と変更されている部分については変更すること。
- 3) 位置図
設計図書に添付されている位置図が間違いがある場合は、修正すること。
- 4) 点検結果
点検表に記載すること。判定結果を基に区分ごとの対策工及び概算等を記載し、その他の欄に損傷箇所の状況等を詳しく記載する。
- 5) 点検写真
点検時に撮った写真を全景、遠景、扉体、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しく判るものを添付する。特に分解時、内部の構造に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所を示した写真を撮るようにする。貼付した写真の横にその内容を詳しく明記する。
- 6) 緊急度
上記点検の結果、総合的に判断し、A：完全停止又は操作不能 B：機能停止の恐れ有り C：修繕に向けての計画が必要 D：異常なし又は修繕の必要が低い
4段階評価を行うこと。
- 7) その他

ネジ等は、外して塗装がはがれた箇所に同色のペンキ等で補修しておく。

草刈り，牡蠣取り等整備が必要な箇所については，監督員に報告した上で作業を行うこと。

5. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等を提出するにあたり，当該業務は，電子納品対象外であるが，電子納品にて提出するものとする。報告書の印刷・製本は2部とし，電子納品は正を1枚副を1枚合わせて2枚とする。

電子納品は，樋門陸開ごとにPDFファイルで作成し，原本として，ワープロソフト，表計算ソフト，作成したものをウィルスチェック済みで提出すること。